

(平成25年11月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 5 月まで
② 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 36 年に A 区役所で国民年金の加入手続を行い、勤務していた店の休日に手帳を持って区役所で国民年金保険料を納付していた。38 年 4 月頃に転居した B 市や 39 年に婚姻を契機に転居した C 市でも保険料を納付していた。また、43 年 1 月に転居した D 市で店を開き、国民年金に任意加入して、市役所支所で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、D 市において昭和 44 年 2 月に国民年金に任意加入しており、同年同月から当該期間直前の 47 年 12 月までの期間及び直後の 48 年 4 月から 60 歳に到達する前月までの期間の国民年金保険料を全て納付している上、D 市が作成した申立人の国民年金被保険者名簿により、申立期間②前後の期間の保険料は現年度納付されていることが確認でき、これらの納付実績を踏まえれば、申立人は 3 か月と短期間である当該期間の保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は A 区、B 市及び C 市において当該期間の保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金被保険者台帳及び上記被保険者名簿には、申立人が B 市及び C 市に住所を変更したことを示す記載は無く、申立人は、両市において国民年金被保険者として把握されておらず、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

そのほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B営業所における資格喪失日は26年6月1日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和25年10月から26年5月までの標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和23年12月15日から25年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C事業所における資格取得日に係る記録を23年12月15日、資格喪失日に係る記録を25年10月1日とし、当該期間の標準報酬月額を、23年12月から24年4月までは8,100円、同年5月から25年9月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月15日から26年6月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和25年10月1日から26年6月1日までの期間について、雇用保険の加入記録、A社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間において同社B営業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人及

び上記同僚を含む7人全員の資格取得日は昭和25年10月1日とされているものの、資格喪失日の記載は確認できない。

また、上記被保険者名簿及び適用事業所名簿に、A社B営業所が厚生年金保険の適用事業所となった日及び適用事業所でなくなった日は記載されていない。

このことについて、日本年金機構は、「適用事業所から資格取得届が提出されたことにより被保険者名簿を作成したと考えられることから、昭和25年10月1日時点では適用事業所であったと思われるが、当該事業所に係る事業所台帳は保管されておらず、被保険者名簿しか無いため、適用事業所であった期間等は不明である。」旨回答している。

また、オンライン記録によると、上記同僚のA社B営業所における資格取得日は昭和25年10月1日、資格喪失日は26年6月1日とされている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る年金記録管理は十分に行われておらず、事業主は、申立人が昭和25年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B営業所における資格喪失日を26年6月1日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における資格取得時の上記被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和23年12月15日から25年10月1日までの期間について、雇用保険の加入記録、A社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社D製造所から同社B営業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記同僚は、申立人も自分と同じ頃、A社B営業所に異動した旨供述しているところ、上記被保険者名簿の状況及び日本年金機構の回答から判断すると、同社同営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和25年10月1日であり、当該期間は適用事業所でなかったものと考えられる。

しかしながら、A社の回答及び申立人と同時期に同社B営業所に勤務していたとする上記同僚に係る被保険者記録から、申立人の同社C事業所における資格取得日を昭和23年12月15日、資格喪失日を25年10月1日とすることが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の複数の同僚のA社C事業所における標準報酬月額から、昭和23年12月から24年4月までは8,100円、同年5月から25年9月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年12月から25年9月までの保険料について納入の告

知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月10日は30万円、同年12月8日は29万1,000円、19年7月10日は30万円、同年12月10日及び20年7月3日は29万9,000円、同年12月3日は29万円、21年7月10日は19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間②及び③については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間⑧に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成18年7月から19年10月まで及び20年9月から21年6月までを47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月10日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年7月10日
④ 平成19年12月10日
⑤ 平成20年7月3日
⑥ 平成20年12月3日
⑦ 平成21年7月10日
⑧ 平成18年7月1日から21年7月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び申立期間④から⑦までの標準賞与額の記録が無く、申立期間②及び③の標準賞与額が実際の賞与額より低い。また、申立期間⑧の標準報酬月額についても保険料控除額に見合う標準報酬月額より低いので、それぞれ記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①から⑦までについて、申立人から提出された賞与明細書及びB銀行総合口座通帳（以下「預金通帳」という。）により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び預金通帳において確認又は推認できる賞与額又は保険料控除額から、平成18年7月10日は30万円、同年12月8日は29万1,000円、19年7月10日は30万円、同年12月10日及び20年7月3日は29万9,000円、同年12月3日は29万円、21年7月10日は19万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、元事業主は資料が残っていないため不明としているが、当該期間において同社は厚生年金基金及び健康保険組合に加入していたところ、いずれにおいても申立人の申立期間①及び申立期間④から⑦までに係る5回の標準賞与額の記録が無いこと、また、申立期間②及び③については、厚生年金基金及び健康保険組合における記録のいずれもオンライン記録と一致していることから、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間⑧の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成18年7月から19年10月まで及び20年9月から21年6月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び預金通帳において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、領収書等が無いものの、保険料を納付したと回答しているところ、上記給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見

合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑧のうち、平成19年11月から20年8月までについて、上記給与明細書及び預金通帳において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の元事業主の回答及び元従業員が保有する申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和43年11月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年10月の定時決定に係る事業所別被保険者名簿の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 37 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成 16 年 3 月 1 日から 19 年 9 月 1 日までの期間、20 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び 22 年 8 月 1 日から 23 年 1 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、16 年 3 月から 19 年 7 月までは 22 万円、同年 8 月は 30 万円、20 年 8 月は 32 万円、22 年 8 月から同年 11 月までは 17 万円、同年 12 月は 32 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間②のうち、平成 23 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、標準報酬月額の改定の基礎となる 22 年 9 月から同年 11 月までは標準報酬月額 34 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の A 社における標準報酬月額に係る記録を 34 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 19 日
② 平成 16 年 3 月 1 日から 23 年 9 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与明細票は保有していないが、賞与を支給されていたので、標準賞与額を認めてほしい。また、申立期間②の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 金融機関から提出された申立人に係る預金元帳、区役所から提出された「平成 16 年度過年度課税基本台帳課税状況」及び複数の従業員に係る賞与明細票により、申立人は、申立期間①にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記預金元帳において確認できる振込額を基に算出した賞与額から、37 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、複数の従業員が当該期間に係る賞与明細票を保有しているところ、オンライン記録において、当該期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間②のうち、平成 16 年 3 月 1 日から 23 年 3 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

3 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成 16 年 3 月から 19 年 8 月まで、20 年 8 月及び 22 年 8 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、申立人及びA社から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額から、16 年 3 月から 19 年 7 月までは 22 万円、同年 8 月は 30 万円、20 年 8 月は 32 万円、22 年 8 月から同年 11 月までは 17 万円、同年 12 月は 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明

細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所及び年金事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成 19 年 9 月から 20 年 7 月まで、同年 9 月から 22 年 7 月まで、23 年 1 月及び同年 2 月について、上記給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 4 申立期間②のうち、平成 23 年 3 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、30 万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の改定の基礎となる 22 年 9 月から同年 11 月までは標準報酬月額 34 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を 34 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和31年9月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月22日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同一企業内の転勤であるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社及び同社C支店に勤務していた従業員の回答並びにB社人事部担当者の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、A社本店から同社各支店に異動した複数の従業員に係る被保険者記録から判断すると、昭和31年9月22日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和31年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かにつ

いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年3月30日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。社名は変わったが継続して勤務し、保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和37年4月1日に同社から同社の関連会社であるB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月14日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和32年4月1日に入社し、34年6月1日付けでC社に転勤したが、申立期間においてはA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事管理を行っているD社から提出された人事台帳及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、上記人事台帳によると、申立人は、昭和34年6月16日付けでC社セールス係に異動したことが記録されているものの、申立期間前後にグループ会社から同社に異動している複数の従業員に係る被保険者記録により、1日付けで取得及び喪失していることが確認できる上、申立人に係る雇用保険の資格取得日は同年6月1日とされていることから判断すると、異動時における社会保険に係る手続を1日付けで行っていたものと推認できることから、申立人のA社における資格喪失日を同年6月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、D社

は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 8 日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社（現在は、B社）は、申立期間当時、当該賞与に係る届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届が提出されたものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

グループ企業の社員について給与及び社会保険に係る業務を行っているC社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 8 日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社（現在は、B社）は、申立期間当時、当該賞与に係る届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届が提出されたものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

グループ企業の社員について給与及び社会保険に係る業務を行っているC社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年11月

私は、20歳になった後の平成15年12月か16年1月頃に学生納付特例の申請手続を市役所で行ったが、15年11月の国民年金保険料は、申請が遅れたために学生納付特例が適用されなかったため、同申請手続を行った日かその翌日に、市役所の窓口かコンビニエンスストアで納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年12月又は16年1月頃に学生納付特例の申請を行い、同申請手続を行った日又はその翌日に、申立期間の国民年金保険料を市役所の窓口又はコンビニエンスストアで納付したと説明しているが、14年4月以降の保険料の収納事務は国に一元化されているため、申立期間の保険料を市役所の窓口で納付することはできず、また、オンライン記録により、申立人の学生納付特例の申請日は16年1月5日であることが確認でき、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は同年同月であると考えられるが、コンビニエンスストアで保険料を納付することが可能となったのは同年2月からである。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から59年3月までの期間及び61年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年5月から59年3月まで
② 昭和61年4月から平成元年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和58年*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。また、私が会社を退職し、専門学校に入学した61年4月頃に区出張所で私の国民年金の再加入手続を行い、保険料を納付してくれてははずである。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和58年*月頃に申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたとしているが、申立人の国民年金被保険者資格取得のオンライン記録の処理日から、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間後の平成5年2月頃に払い出されたと推認でき、申立人の説明する加入時期と相違する上、申立期間①及び②はいずれも国民年金の未加入期間とされており、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする母親から聴取することができない上、申立人は加入手続に関与していないとしていることから、申立期間に係る加入手続の状況は不明であり、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 12 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月から 61 年 3 月まで

私は、将来のことを思い、昭和 53 年 12 月に国民年金の任意加入手続を行った。その後、時期は定かではないが友人に勧められて付加保険料納付の申出を行い、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 12 月に国民年金に任意加入し、その後、時期は定かではないが付加保険料納付の申出を行い、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたと説明しているが、申立人が申立期間当時に居住していた市は、付加保険料納付の申出があった場合は定額保険料と付加保険料を合算した一枚の納付書により保険料を収納していたと回答していることから、行政機関等が 88 か月にわたり付加保険料の納付についてのみ未納とする処理を行ったとは考え難く、申立人が付加保険料納付の申出を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年8月から14年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年8月から14年11月まで
私は、国外へ転出する前の平成13年8月に市役所で申立期間の国民年金保険料として約15万円を一括で納付した。申立期間のうち同年8月の保険料が未納とされ、同年9月以降の期間が国民年金に未加入とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年8月については、申立人は、同年同月に市役所で国民年金保険料を一括で納付したとしているが、オンライン記録により、同年同月内に国民年金被保険者資格を取得及び喪失しており、その事務処理は16年1月13日に行われていることが確認できることから、13年8月時点では当該期間は未加入期間であり、申立人は当該期間の保険料を納付することができなかつたと考えられる上、当該事務処理時点では当該期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間のうち、平成13年9月から14年11月までの期間については、申立人は、戸籍附票により、13年8月5日に国外へ転出していることが確認でき、当該期間の保険料を納付するためには、国民年金の任意加入手続を行う必要があるが、申立人が任意加入手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらず、当該期間は国民年金の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から3年3月まで
私の母は、私が大学生であった20歳の頃（平成元年*月頃）に私の国民年金の加
入手続きを行い、大学を卒業するまで国民年金保険料を納付していたと言っている。申
立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人が20歳になった平成元年*月頃に申立人の国民年金の加入
手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年
金手帳記号番号は、申立期間後の3年5月17日に払い出されていることが国民年金手
帳記号番号払出簿により確認でき、母親の説明する加入時期と相違する上、申立期間は
学生の任意加入適用期間における未加入期間であるため、制度上、保険料を納付するこ
とができない期間である。

また、母親は、申立人に渡した年金手帳は1冊であると説明しており、申立人が所持
する同手帳には上記国民年金手帳記号番号が記載されているなど、申立人に対して別の
国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家
計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周
辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申
立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から同年8月1日まで
A社(後に、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人は、A社及び同社の関連会社であるC社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A社の当時の役員(後に、代表取締役)に照会したものの回答が無い上、C社は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除は不明であり、賃金台帳及び源泉徴収簿を保管していないと回答しているため、申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

一方、申立人と同様にA社において平成3年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、C社が厚生年金保険の適用事業所となった同年8月1日付けで同社において被保険者資格を取得している上記同僚から提出された同年7月分及び同年8月分の給料明細書によると、同年7月分の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社の当時の総務責任者は、C社の給与及び社会保険事務はA社で代行していたが、平成3年7月以降は、C社で給与及び社会保険事務を行うこととなり、同年7月分の給与として両社から支給されることはあり得ない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から同年8月1日まで
A社(後に、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人は、A社及び同社の関連会社であるC社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A社の当時の役員(後に、代表取締役)に照会したものの回答が無い上、C社は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除は不明であり、賃金台帳及び源泉徴収簿を保管していないと回答しているため、申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

一方、申立人と同様にA社において平成3年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、C社が厚生年金保険の適用事業所となった同年8月1日付けで同社において被保険者資格を取得している上記同僚から提出された同年7月分及び同年8月分の給料明細書によると、同年7月分の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社の当時の総務責任者は、C社の給与及び社会保険事務はA社で代行していたが、平成3年7月以降は、C社で給与及び社会保険事務を行うこととなり、同年7月分の給与として両社から支給されることはあり得ない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月1日から同年9月1日まで
A社(現在は、B社)のC営業所に営業職(外交員)として勤務した期間の厚生年金保険の記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、同社が保有する営業職員の記録の中には、申立人の氏名は見当たらない旨回答しており、また、同社は、申立期間当時に係る営業職員の社会保険の加入条件について、研修期間経過後、一定以上の営業成績で職員であった者を社会保険に加入させていたとしている。

また、A社における上司及び同僚について、申立人が記憶している名字では、オンライン記録から該当する者を特定することができず、照会することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の加入記録のある複数の従業員に照会し、回答を得たが、申立人及び同社C営業所の従業員を記憶している者はおらず、同社の従業員から申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記回答のあった従業員のうち一人は、「一定以上の営業成績を上げられた者が、社会保険に加入できた。」と回答しており、上記事業所の回答と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 3 月 31 日まで
② 昭和 46 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 11 月 1 日から 47 年 1 月 1 日まで

A病院に勤務した期間のうち申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①、②及び③に勤務していたことは明らかなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人及びA病院から提出された「人事記録(乙)」によると、申立人は昭和 45 年 4 月 1 日に医員として採用され 46 年 3 月 30 日に退職し、同年 7 月 1 日に再度医員として採用され同年 9 月 30 日に退職し、同年 11 月 1 日に再々度医員として採用され 47 年 3 月 31 日に退職していることが確認できる。

しかし、A病院 (a) は昭和 46 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①、②及び申立期間③のうち同年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については適用事業所となっていない。

また、A病院 (b) は、昭和 30 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているものの、同病院は、申立人の職種である医員は 47 年以降、A病院 (a) として社会保険に加入の扱いとなっており、同年以前には、社会保険に未加入だと思ふ旨回答している。

さらに、A病院 (b) に係る事業所別被保険者名簿により、当該事業所において昭和 45 年 4 月、46 年 7 月及び同年 11 月に資格を取得している者のうち連絡可能な 21 人(昭和 45 年 4 月は 13 人、46 年 7 月は 5 人、同年 11 月は 3 人)に照会したところ、12 人から回答があり、このうち自身の担当業務について回答のあった 9 人全員が、医師以外の事務、検査、看護師であったとしており、申立人と同職種の者は確認できない上、申立人同様、47 年 1 月 1 日にA病院 (a) にて資格を取得している者 27 人全員が同年

以前にA病院 (b) における被保険者記録が確認できない。

加えて、上記 27 人のうち連絡可能な 21 人及び申立人が名前を挙げた同僚二人に照会したところ、18 人から回答があり、このうち 15 人は自身が申立期間①及び②に在籍していたとし、うち 14 人は自身が申立期間③も在籍していた旨回答しているものの、保険料控除について確認できる明細書等を保有していない。

その上、A病院は昭和 46 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったA病院 (a) の新規適用日に申立人を厚生年金保険に加入させなかった理由及び同年 12 月分の保険料控除については不明である旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。